



信書便事業に係る動向について

平成28年 10月 27日
総務省 情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

信書便事業の概要

一般信書便事業 ……全国全面参入型

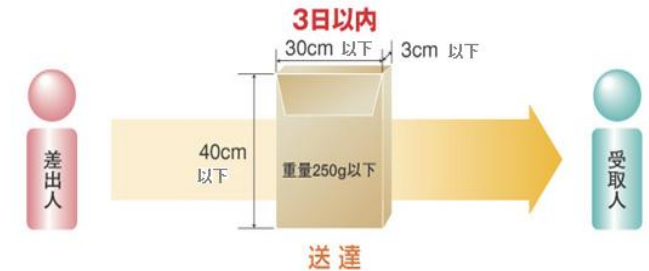
手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(82円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置/約9.2万本)
- (4) 週6日以上 of 配達



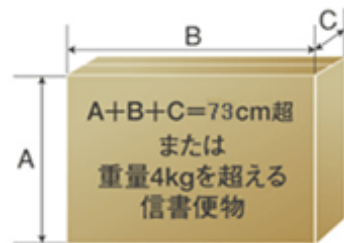
特定信書便事業 ……特定サービス型

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

例: 配達記録、電報類似サービス

各役務の条件

	大きさ及び重量	配達までの時間	料金	提供区域
①大型信書便役務	73cm/4kg超	—	—	—
② 3 時 間 役 務	—	3時間以内に配達	—	3時間以内に配達可能な区域
③高付加価値役務	—	—	1通800円超	—

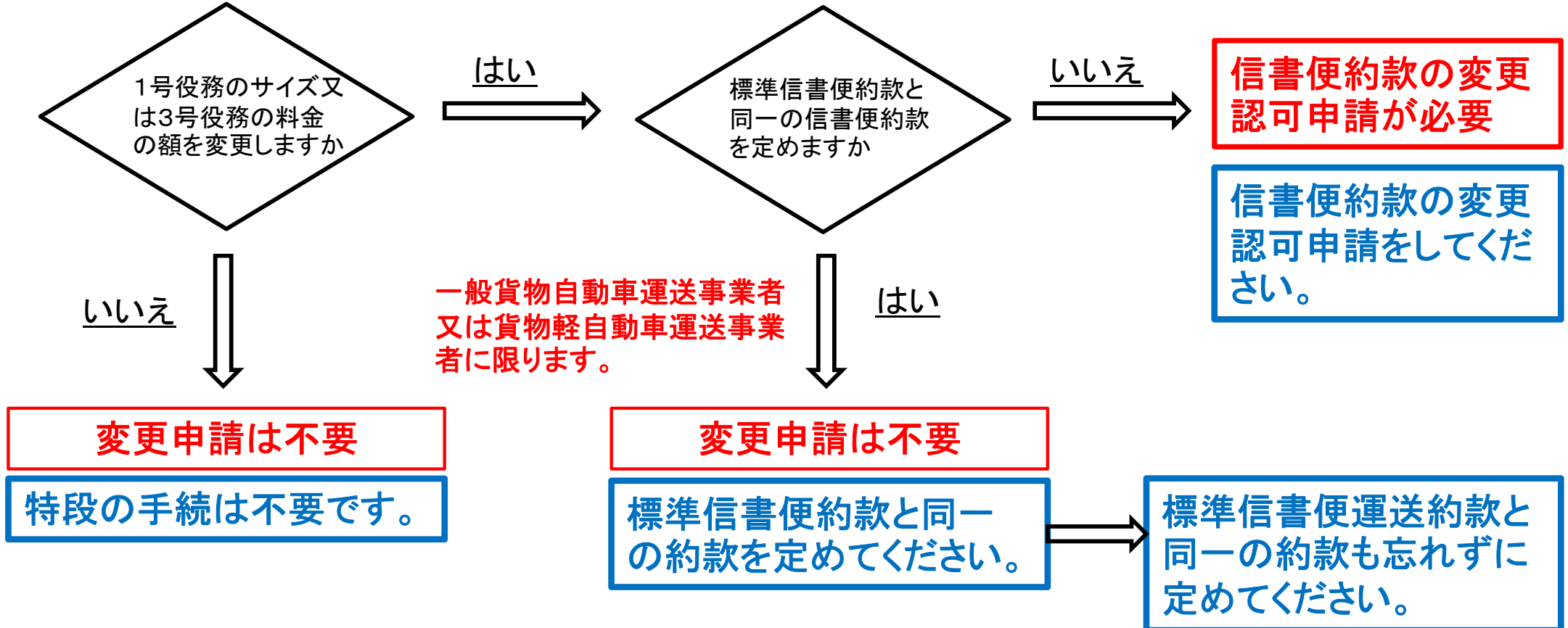
各役務のサービス例

	主なサービス例
① 大型 信 書 便 役 務	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と支庁等の中の文書等配達便(巡回、定期集配サービス) → 積載効率の向上(普通自動車から軽四輪自動車へ。自転車等での送達) ・貨物に同封された信書の送達 → コンパクトな信書便物の送達
② 3 時 間 役 務	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク便等を利用した急送サービス
③ 高付加価値役務	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージカードの配達サービス → 利用者ニーズに対応するサービスの多様化 ・遠距離への急送、高セキュリティサービス → セキュリティの重要度による段階別サービスの提供

改正信書便法施行の際に既に事業許可を受けている場合の取扱いについて

- 【既に事業許可を取得されている特定信書便事業者において、改正信書便法に基づき特定信書便役務の業務範囲を拡大される場合の留意点】
- 事業許可…既に1号役務や3号役務で事業許可を取得されている場合は、事業計画の変更認可は必要ありません。
※ただし、新たに役務の種類を追加する場合や、特定信書便事業許可申請書の事業計画の「信書便物の引受けの方法」や「信書便物の配達の方法」が変更となる場合は、事業計画の変更認可が必要となります。
 - 信書便約款…「役務の名称及び内容」や「信書便物の大きさ及び重量の制限」の条において変更が生じることから、信書便約款の変更認可が必要となります。ただし、従来の信書便約款に代えて総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、変更認可は必要ありません。
 - 信書便管理規程…信書便管理規程の変更認可は必要ありません。

【信書便約款の取扱い】



【改正信書便法の施行期日】

公布の日(平成27年6月12日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 (平成27年12月1日施行)

標準信書便約款に関する留意点

1 標準信書便約款が利用できる信書便事業者

(1) 一般貨物自動車運送事業者の許可を受けた者であって、信書便物の送達を一般貨物自動車で行う場合

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款と同一の約款を定めれば、信書便約款の認可は不要。

(2) 貨物軽自動車運送事業者として届出を行った者であって、信書便物の送達を貨物軽自動車で行う場合

貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款と同一の約款を定めれば、信書便約款の認可は不要。

※ 信書便事業者が1(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要(業務の委託先がこれらの要件を満たしているだけでは適用できない)。

※ 事業協同組合等の団体の場合は、当該事業協同組合等の設立認可だけでは適用できない。

2 運送約款との関係

標準信書便約款だけでなく貨物自動車運送事業法に基づく特定信書便運送約款と同一の約款を定めることが必要

(1) 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款と同一の信書便約款を定める場合

⇒ 標準一般貨物自動車特定信書便運送約款(平成27年国土交通省告示第1063号)

(告示名を除き、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款と同一内容)

(2) 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款と同一の信書便約款を定める場合

⇒ 標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成28年国土交通省告示第247号)

(告示名を除き、貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款と同一内容)

これにより、信書便約款と運送約款のいずれも認可が不要となる。

標準信書便約款(一般貨物・貨物軽)の適用・非適用のパターン

(第1条)信書便物の送達を一般貨物自動車で行っているか。

(第1条)信書便物の送達を貨物軽自動車で行っているか。

信書便物の送達を一般貨物自動車・貨物軽自動車の双方で行っている場合、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の双方を適用する必要があります。

※ 個別約款を定める場合は、別々の約款を定める必要はありません。

YES

NO

YES

個別約款による認可(法第33条第1項)

貨物軽自動車の場合は、6ページへ

※「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のもの。一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款を適用する場合は、上記の自動車で信書便物の送達を行っていること。

(第2条)①特定信書便役務のうち、事業者が提供する役務の名称及び内容のみ記載したいか(提供しない役務を空欄のまま残さない)。
②提供しない役務を空欄のまま残してもよい。

・法第2条第7項各号の役務の名称を括弧内に記載したものが、事業者が提供する役務となることから、1号、2号、3号の全ての役務を提供していなくても適用される。

②の場合

①の場合

個別約款による認可(法第33条第1項)

※標準約款を適用する場合は、約款中の役務別に取扱いを定めている規定についても、標準約款の規定をそのまま適用すること(例:第5条、第7条、第17条、第27条、第35条等)。

(第2条)①引受方法について、事業者が実施する方法のみを記載したいか(それ以外は記載しない)。
②それ以外も記載してよい。

・約款の第2条第2項において、「次の各号のいずれかに該当するもの」と規定されていることから、引受方法は全て実施しなくても適用される。
・ただし、標準約款の各号に規定されている方法以外の方法で引き受ける場合は非適用。

②の場合

①の場合

個別約款による認可(法第33条第1項)

※標準約款を適用する場合は、約款中に引受方法別に取扱いを定めている規定についても、標準約款の規定をそのまま適用すること(例:第3条、第5条、第7条、第17条、第27条、第35条等)。

【標準信書便約款の抜粋】

(適用範囲)

第一条 (略)貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)に基づき、**特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。**

2 (略)

(役務の名称及び内容)

第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる**役務の名称(括弧内に記載する名称をいいます。)**及び当該各号に定める役務の内容とします。

- 一 信書便法第二条第七項第一号の役務() 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務
- 二 信書便法第二条第七項第二号の役務() 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務
- 三 信書便法第二条第七項第三号の役務() その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)で定める額を超える信書便物を送達する役務

2 前項の特定信書便役務は、**次の各号のいずれかに該当するもの**とします。

- 一 電話、FAX又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であって、次号及び第三号の役務以外のもの
- 二 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者(以下「巡回指定利用者」といいます。)の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
- 三 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者(以下「集配指定利用者」といいます。)から差し出された信書便物を送達する役務

(第5条、第17条)①配達日時指定の役務を提供しない場合でも、該当する部分を記載してよいか。②記載しない。

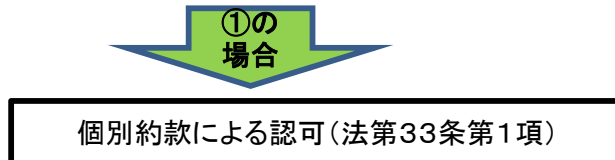
- ・約款の第17条第2項において、「送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合」と規定されていることから、配達日時指定の役務を提供しなくても適用される。
- ・ただし、配達日時指定の役務の有無を約款に明示したい場合は非適用。



※標準約款を適用する場合は、約款中に配達日時指定の取扱いを定めている規定について、配達日時指定を提供していなくても標準約款の規定をそのまま適用すること(例:第27条、第35条 第37条 等)。

(第13条)①料金の收受方法について、事業者が実施する方法のみを記載したいか(それ以外は記載しない)。②記載してもよい。

- ・約款の第13条第1項において、「次の各号のいずれかの方法により料金を收受します」と規定されていることから、全ての收受方法を網羅しなくても適用される。
- ・ただし、実際の收受方法を約款に明示したい場合は非適用。



標準約款の適用(法第33条第3項)

- ※ その他の規定においても、利用者への信書便役務の内容の明確化を図るため、申請者において標準約款の規定を追加・修正等する場合は、法第33条第1項による個別認可となる。
- ※ 利用者向けに標準約款を掲示(店頭・ホームページ等)する場合に、適用する標準約款の告示名及び告示番号を明示すれば、事業者で便宜的に任意の名称を付けて総務省の標準約款と国土交通省の標準約款をひとつにまとめることも可能とする(名称以外の約款の内容の変更は不可)。

(送り状)
第五条 (略)
一～八 (略)
九 信書便物の配達予定日(第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定日時を、第二条第一項第二号の場合は配達予定日時を記載します。)
十～十四 (略)

(信書便物の配達を行う日時)
第十七条 (略)
一～二 (略)
2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。
3 (略)

(料金の收受)
第十三条 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を收受します。
一 信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から收受する方法
二 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から收受する方法
三 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより收受する方法
四 前金払又は概算払により收受する方法
五 差出人から支払委託を受けたクレジット会社(当社が指定する会社に限ります。)から收受する方法
2 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。
3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

標準信書便約款(貨物軽自動車)の適用・非適用のパターン

※4ページから

(第1条) 信書便物の送達を貨物軽自動車で行っているか。

YES

NO

個別約款による認可(法第33条第1項)

※「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業。貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款を適用する場合は、上記の自動車で信書便物の送達を行っていること。

(第2条)①特定信書便役務のうち、事業者が提供する役務の名称及び内容のみ記載したいか(提供しない役務を空欄のまま残さない)。
②提供しない役務を空欄のまま残してもよい。

・法第2条第7項各号の役務の名称を括弧内に記載したものが、事業者が提供する役務となることから、1号、2号、3号の全ての役務を提供していなくても適用される。

②の場合

①の場合

個別約款による認可(法第33条第1項)

※標準約款を適用する場合は、約款中の役務別に取扱いを定めている規定についても、標準約款の規定をそのまま適用すること(例:第5条、第7条、第17条、第27条、第35条等)。

(第2条)①引受方法について、事業者が実施する方法のみを記載したいか(それ以外は記載しない)。
②それ以外も記載してよい。

・約款の第2条第2項において、「次の各号のいずれかに該当するもの」と規定されていることから、引受方法は全て実施しなくても適用される。
・ただし、標準約款の各号に規定されている方法以外の方法で引受ける場合は非適用。

②の場合

①の場合

個別約款による認可(法第33条第1項)

※標準約款を適用する場合は、約款中に引受方法別に取扱いを定めている規定についても、標準約款の規定をそのまま適用すること(例:第3条、第5条、第7条、第17条、第27条、第35条等)。

【標準信書便約款の抜粋】

(適用範囲)

第一条 (略) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)に基づき、**特定信書便事業及び貨物軽自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。**

2 (略)

(役務の名称及び内容)

第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる**役務の名称(括弧内に記載する名称をいいます。)**及び当該各号に定める役務の内容とします。

一 信書便法第二条第七項第一号の役務() 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務

二 信書便法第二条第七項第二号の役務() 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務

三 信書便法第二条第七項第三号の役務() その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)で定める額を超える信書便物を送達する役務

2 前項の特定信書便役務は、**次の各号のいずれかに該当するもの**とします。

一 電話、FAX又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であって、次号及び第三号の役務以外のもの

二 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者(以下「巡回指定利用者」といいます。)の間を巡回しながら信書便物を送達する役務

三 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者(以下「集配指定利用者」といいます。)から差し出された信書便物を送達する役務

(第5条、第17条)①配達日時指定の役務を提供しない場合でも、該当する部分を記載してよいか。②記載しない。

- ・約款の第17条第2項において、「送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合」と規定されていることから、配達日時指定の役務を提供しなくても適用される。
- ・ただし、配達日時指定の役務の有無を約款に明示したい場合は非適用。



※標準約款を適用する場合は、約款中に配達日時指定の取扱いを定めている規定について、配達日時指定を提供してなくても標準約款の規定をそのまま適用すること(例:第27条、第35条 第37条 等)。

(第13条)①料金の收受方法について、事業者が実施する方法のみを記載したいか(それ以外は記載しない)。②記載してもよい。

- ・約款の第13条第1項において、「次の各号のいずれかの方法により料金を收受します」と規定されていることから、全ての收受方法を網羅しなくても適用される。
- ・ただし、実際の收受方法を約款に明示したい場合は非適用。



標準約款の適用(法第33条第3項)

(送り状)
第五条 (略)
一～八 (略)
九 信書便物の配達予定日(第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定日時を、第二条第一項第二号の場合は配達予定日時を記載します。)
十～十四 (略)

(信書便物の配達を行う日時)
第十七条 (略)
一～二 (略)
2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。
3 (略)

(料金の收受)
第十三条 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を收受します。
一 信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から收受する方法
二 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から收受する方法
三 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより收受する方法
四 前金払又は概算払により收受する方法
五 差出人から支払委託を受けたクレジット会社(当社が指定する会社に限り。)から收受する方法
2 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。
3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

- ※ その他の規定においても、利用者への信書便役務の内容の明確化を図るため、申請者において標準約款の規定を追加・修正等する場合は、法第33条第1項による個別認可となる。
- ※ 利用者向けに標準約款を掲示(店頭・ホームページ等)する場合に、適用する標準約款の告示名及び告示番号を明示すれば、事業者で便宜的に任意の名称を付けて総務省の標準約款と国土交通省の標準約款をひとつにまとめることも可能とする(名称以外の約款の内容の変更は不可)。

事業概況報告書の注意事項

様式第20(第41条関係)

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

1・2 (略)

3 行っている事業

事業の種類	従業者数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)	事業の名称	従業者数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)
			合 計		100%

注1~3 (略)

4 適用する信書便約款(該当する□欄にレ印を記入する。)

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

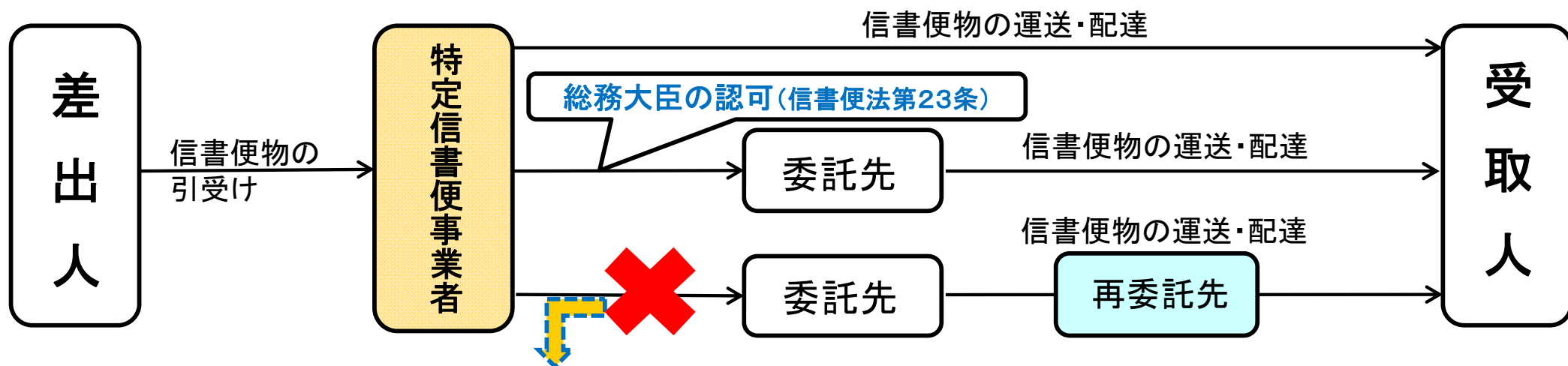
上記以外の信書便約款

5 (略)

約款の記載例(ひな形)と同じ内容の認可を受けた信書便約款を利用している場合に、標準信書便約款を適用しているとの誤った報告が散見されます。

業務の再委託に係る基準の見直しについて

- 信書便法の施行以来、総務大臣の認可に係らしめている業務の委託について、更に再委託することを禁止。
- 業務の適正な運営を確保した上で利用者のニーズ等に柔軟に対応する観点から、再委託を原則禁止としつつ、信書便物の運送及び配達業務については、信書便事業者自ら事前に承認を行う(=再委託先による行為を含め、業務の責任を信書便事業者が全面的に負う)旨が確認できる場合に限り、総務大臣の認可の対象とし、再委託を含む業務の一部委託を認可を受けて行うことを可能とした(民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部改正)。
- 再委託を検討される信書便事業者は、総合通信局等へご相談いただきたい。



特定の場合に限り、総務大臣の認可(信書便法第23条)

次の①～③を委託契約書、再委託契約書等で確認できる場合、再委託可とすることを含めて「業務の一部の委託の認可」の対象とする。

<審査基準> ↓委託契約における秘密保護等に加え

- ① 信書便物の運送・配達(※引受けは対象外)に係る業務の一部の再委託について、信書便事業者がその必要性及び再委託先を自ら事前に承認する

<http://www.soumu.go.jp/yusei/shokanhourei.html>

+

<業界基準> 審査基準の補完、同基準への適合担保

- ② 信書便管理規程に則った信書便物の秘密保護、取扱責任、報告体制、教育・訓練体制を再委託先にも課す
 ③ 他の者に再々委託しない

http://shinsho-bin.com/info/img/20160607_news/index.html

➡ 配達業者の裾野拡大による役務提供可能エリアの充実等

➡ 利用者利便の向上



ご清聴ありがとうございました。